

令和7年度辰野町物価高騰対策生活応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商品券を交付することにより、物価高騰で家計に大きな影響を受けている町民の生活を支援するとともに、地域経済に対する支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、辰野町（以下「町」という。）が発行する「暮らし応援！たつのぴっかり商品券」をいう。
- (2) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）をいう。
- (3) 取扱事業者 町内において特定取引を行い、受け取った商品券の換金を請求することができる事業者として、町に登録された者をいう。
- (4) 換金 取扱事業者が特定取引を行ったことにより受け取った商品券の券面に表示する金額に相当する金額を現金に換える行為をいう。
- (5) 電子マネー プリペイド式又はポストペイ式を問わず、電子的手段により金額情報を記録し、決済に利用することができるものをいう。
- (6) チャージ 電子マネーその他これに類する決済手段に金額を入金し、又は残高を増加させる行為をいう。

(商品券の交付等)

第3条 町長は、令和8年2月1日において町の住民基本台帳に記載されている者（以下「交付対象者」という。）に商品券を交付する。

- (1) 商品券の交付は、交付対象者1人につき5,000円分とする。
 - (2) 商品券1枚当たりの額面は1,000円とし、5枚を1組として交付する。
 - (3) 商品券は、交付対象者個人に交付するものとする。
 - (4) 商品券は、交付対象者に到着したことが明らかにできる手段により送付し、交付対象者に到着した後は、汚損、紛失等いかなる理由があっても再交付しない。
- 2 前項による送付の結果、返戻があった場合は受取の意思に関わらず交付が完了したものとし、事業完了まで町で保管することとする。

(商品券の利用範囲等)

第4条 商品券は、交付対象者と取扱事業者との間における特定取引においてのみ利用することができる。ただし、次の各号に定めるものの購入又は支払等には利用できないものとする。

- (1) 有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード、金、銀等の換金性の高いものの購入
 - (2) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - (3) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入、事業用のリフォーム等の支払
 - (4) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く。）等の不動産に関わる支払
 - (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業に関わる支払
 - (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - (8) 電子マネーその他これに類する決済手段へのチャージ
 - (9) その他町長が不適当と認めるもの
- 2 商品券の有効期間は、令和8年4月1日から令和8年8月2日までとし、有効期間を経過した商品券は無効とする。
- 3 取扱事業者は、商品券の利用において、額面未満の特定取引をした場合の釣銭は支払わないものとする。
- 4 交付対象者は、商品券の転売及び換金を行ってはならない。
- (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。